

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 13 | 助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和3年6月14日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---------------------------|--|
| ①事務の名称 | 助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | 【助産施設に関する事務】 ・入所決定に係る事務 ・施設利用者の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 【母子生活支援施設に関する事務】 ・入所調整及び決定に係る事務 ・施設利用者の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 |
| ③システムの名称 | 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 助産施設関連ファイル、母子生活支援施設関連ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の九の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第9条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供・情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 第16項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 子ども未来課 |
| ②所属長の役職名 | 子ども未来課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康福祉部子ども未来課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-83-2425 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|--------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人未満(任意実施)] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年6月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年6月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------------|---|---|------|-----------|
| 平成30年6月22日 | 評価書名 | 児童相談に関する事務 基礎項目評価書 | 助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 基礎項目評価書 | 事前 | |
| 平成30年6月22日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 亀山市は、児童の相談に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 亀山市は、助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事前 | |
| 平成30年6月22日 | 特記事項 | 児童の相談に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。 | 亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。 | 事前 | |
| 平成30年6月22日 | I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 | 児童相談に関する事務 | 助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 | 事前 | |
| 平成30年6月22日 | I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 1 児童の相談及び支援に関すること。 2 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設への入所並びに要支援児童等に関すること | 【助産施設に関する事務】 ・入所決定に係る事務 ・施設利用者の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 【母子生活支援施設に関する事務】 ・入所調整及び決定に係る事務 ・施設利用者の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 | 事前 | |
| 平成30年6月22日 | I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 児童相談システム「童」 | 中間サーバー | 事前 | |
| 平成30年6月22日 | I-2. 特定個人情報ファイル名 | 児童相談システム関係情報ファイル | 助産施設関連ファイル、母子生活支援施設関連ファイル | | |
| 平成30年6月22日 | I-3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一の九の項 | 番号法第9条第1項 別表第一の九の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第9条 | 事前 | |
| 平成30年6月22日 | I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 未定 | 実施する | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の九の項 | 【情報提供・情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 第16項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | I-5. 評価実施機関における担当部署 | 健康福祉部子ども総合センター子ども支援室 | 健康福祉部子ども未来課 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | I-5. 評価実施機関における担当部署 | 室長 宇野 勉 | 子ども未来課長 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033 | 総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 健康福祉部子ども支援室 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-83-2425 | 健康福祉部子ども未来課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-83-2425 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成26年3月31日時点 | 平成30年5月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年6月22日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成26年3月31日時点 | 平成30年5月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | II-1 いつ時点の計数か | 平成30年5月1日時点 | 令和1年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | II-2 いつ時点の計数か | 平成30年5月1日時点 | 令和1年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | IVリスク対策 | — | IVリスク対策を追加 | 事後 | 新様式に対応 |
| 令和2年6月12日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 | 令和2年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年6月12日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 | 令和2年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年5月28日 | II-1 いつ時点の計数か | 令和2年6月1日 時点 | 令和3年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年5月28日 | II-2 いつ時点の計数か | 令和2年6月1日 時点 | 令和3年6月1日 時点 | 事後 | |